

## 令和3年度第3回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 令和4年2月1日（火） 午後3時00分から午後3時50分まで

■と ころ 岸和田市立中央地区公民館3階 講座室4

■出席委員

委 員	平田 陽子
委 員	服部 崇博
委 員	杉浦 恵美
委 員	藤田 和史
委 員	牧田 武一

### ■許可議案審議

建築基準法第43条第2項第二号許可 一括同意基準による許可の報告 21件 （公開）  
建築基準法第44条第1項第二号許可 （議案第1号）（諮問） （非公開）

■そ の 他 配 席 図 別紙のとおり  
傍 聴 人 0名

### ○開 会

事務局より、会議開催にあたり委員5人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第5条第2項に規定する定足数を満たしており、令和3年度第3回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

令和3年度第3回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として服部委員及び藤田委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可一括同意基準による許可の報告について  
事務局より報告の説明を行った。(資料 1 参照)

- 委員) 報告番号 8 番の案件について、申請地から 42 条道路に至るまでの経路がかなり長いが、申請地の東側にある道路は 42 条道路ではないのか。
- 事務局) 申請地の東側一帯はほ場整備道路であり、どの経路をたどっても幅員 4m 以上の通路であるため、他の方向にある 42 条道路へもたどり着くことは可能。この経路については任意の設定である。また、申請地の西側経路は、大阪府営住宅であり住宅の敷地内通路であるため、今回は説明した経路を選択している。
- 委員) 申請地の東側にある幅員の広い道路は公道のように見えるが。
- 事務局) その道路もほ場整備道路である。この周辺一帯はほ場整備道路として整備されている。
- 委員) 報告番号 17 番の案件について、公図において申請地の北側の筆は道路内にあるのか。
- 事務局) 公図上は道路内にあるように見えるが、北側の筆は申請地の隣地で、そのさらに北側が里道敷きである。公図の構成がおかしい。
- 委員) 現況図では、申請地と北側にある 42 条道路との間に別の敷地があるように見える。
- 事務局) この敷地が申請地北側の筆である。公図上、道路内に筆があるように見えるが、昔の公図であるため筆のずれがあると思われる。申請地の北側には土地があり建物があるということは現認しており、申請地は 42 条道路に接していない。
- 会長) 他に意見はないか。意見がなければ、本報告について了承するものとして良いか。
- 各委員) 了。

審議の結果、建築基準法第 43 条第 2 項第二号許可一括同意基準による許可に関する 21 件の報告は了承された。

● 建築基準法第 44 条第 1 項第二号許可 議案第 1 号について

建築基準法第 44 条第 1 項第二号許可相談案件についての審議には、公開することが  
適当でない事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

会長) 以上で審査会を終了とする。

令和3年度第3回建築審査会配席

岸和田市立中央地区公民館3階 講座室4

